



食品を販売している皆様

“食品表示”できていますか？



食品表示法では、販売される生鮮食品や加工食品などの食品に食品表示が義務付けられています。ここでは一般用加工食品の表示方法について説明します。

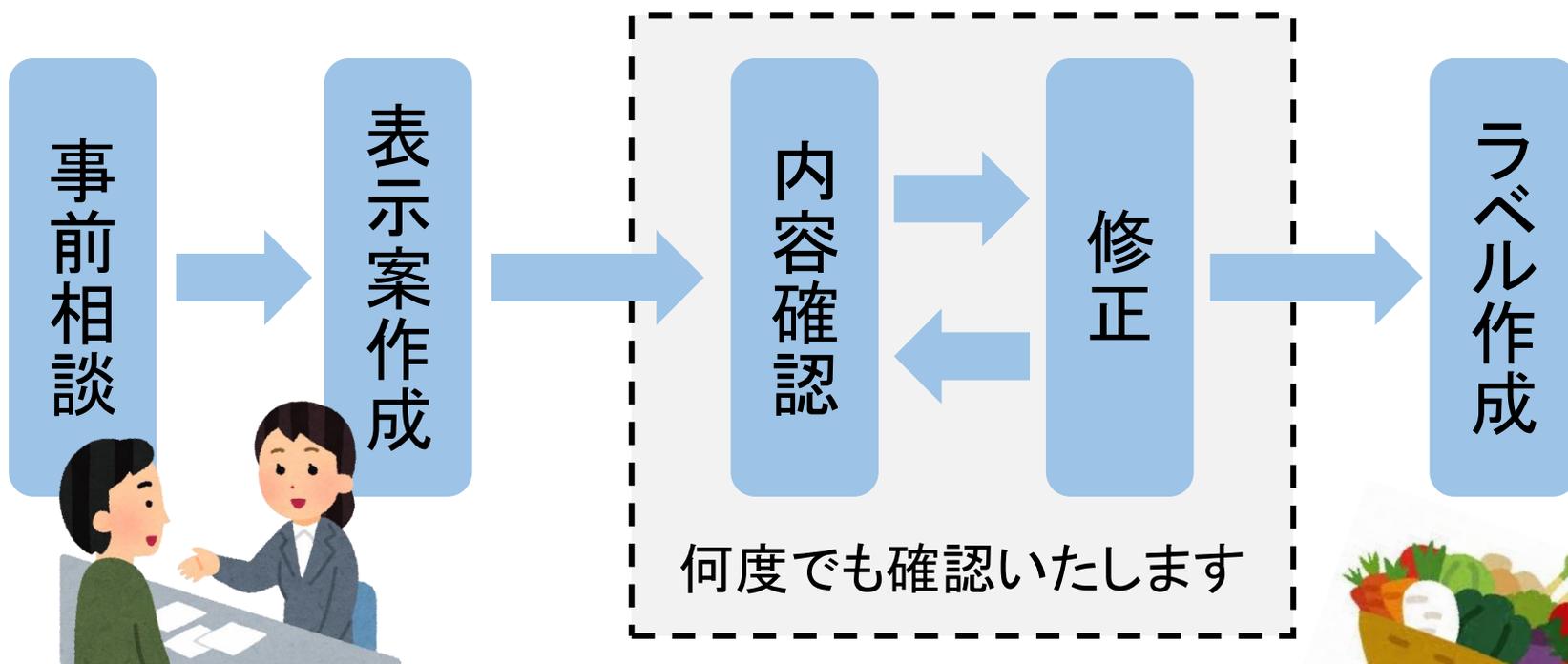
※表示がない場合や、誤った表示(例:アレルギー表示欠落, 期限誤表示, 産地の誤表示)の場合、回収命令など行政処分の対象となることがあります。



「容器包装に入れられた加工食品」は表示が必要です。

※設備を設けて飲食させる場合や、客の注文に応じてその場で容器に詰めて販売する場合は、表示は必要ありません。

<表示作成の流れ>



一般用加工食品については以下2種類の表示が必要です

① 一括表示

項目：名称, 原材料名, 内容量, 期限, 保存方法, 製造者 など
健康被害に直結する内容もあるため特に注意が必要

② 栄養成分表示

項目：熱量, たんぱく質, 脂質, 炭水化物, 食塩相当量 など
分析または計算等によって表示値を算出する
事業者の規模や取り扱い食品によっては、表示免除の場合がある

裏面で表示例をCheck!

一括表示

名称	焼菓子
原材料名	小麦粉(国内製造)、砂糖、バター、卵、ショートニング、食物油脂、脱脂粉乳／香料、乳化剤、膨張剤、(一部に小麦・乳成分・卵・大豆を含む)
内容量	40g
消費期限	枠外下部に記載
保存方法	高温多湿、直射日光を避けて保存
製造者	保健 太郎 岡山県倉敷市笹沖170 「保健菓子店」 086-434-9826

・文字の大きさは原則8ポイント以上

- ・原材料を重量順に記載
- ・重量割合上位1位のもの原料原産地を表示
- ・「／(スラッシュ)」の後に添加物
- ・アレルギー表示を忘れずに！

・枠外記載の場合は具体的な表示場所を記載

・常温保存以外に特段留意すべき事項がない場合は省略可能

・製造した人(個人名または法人名)と製造した場所(県名から記載)
※屋号・電話番号は記載しなくてもよい



(問い合わせ先)

添加物, アレルギーなどについては

倉敷市保健所生活衛生課

〒710-0834 倉敷市笹沖170

TEL : 086-434-9826 FAX : 086-434-9833

MAIL : hlthyg@city.kurashiki.okayama.jp

名称, 原材料名, 内容量などについては

倉敷市役所消費生活センター

〒710-8565 倉敷市西中新田640(本庁1F)

TEL 086-426-3922 FAX 086-426-0900

MAIL : consumer@city.kurashiki.okayama.jp

栄養成分表示

必ず「栄養成分表示」と表示

食品単位は100g, 100ml, 1食分, 1包装, その他の1単位いずれかを表示
(1食分の場合, 1食分の量を併記)

熱量及び栄養成分は必ずこの順番で表示

★表示する値は分析や計算等によって得ます

栄養成分表示(1袋あたり)			
熱	量	142	kcal
たんぱく質		2.4	g
脂	質	8.4	g
炭水化物		19.3	g
食塩相当量		0.23	g

(推定値)

※栄養強調表示(低カロリー, 減塩等の表示)をする場合, 強調する熱量及び栄養成分も含めてすべての成分について, 合理的な推定により得られた値(推定値)による表示はできません。



(問い合わせ先)
栄養成分表示

倉敷市保健所健康づくり課

〒710-0834 倉敷市笹沖170

TEL : 086-434-9868 FAX : 086-434-9805

MAIL : syokuiku@city.kurashiki.okayama.jp